二日市多目的広場運用要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、いしかわ農業公園(仮称)用地(金沢市二日市町地内)の有効な活用を図る目的で、その一部を県民に二日市多目的広場(以下「広場」という。)として開放するため必要な事項を定める。

(広場の概要)

- 第2条 広場の概要は、次のとおりとする。
 - ① 所 在 地 二日市町波之部1番地先
 - ② 多目的広場 3.0 ha (10,000 m²×3 面)
 - ③ 駐 車 場 0.5 ha
 - ④ 園 路 等 1.4 ha

(広場の利用)

- 第3条 広場の利用は、次のとおりとする。
 - ① 広場を利用できる時間帯は、原則として日の出から日の入りまでとし、解錠・施錠時刻は別に定める。但し、知事が特に認めた場合は、この限りでない。
 - ② 広場利用方法は、自由使用と申し込み使用の二通りとする。但し、申し込み使用が優先するものとする。
 - ③ 広場の全部又は一部を占有使用しようとする者(以下「占有利用者」という。)は、 知事の許可を受けなければならない。

(広場使用の禁止行為)

- 第4条 広場使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。
 - ① 工作物の損傷、土地の形質の変更
 - ② 芝生、樹木等の損傷
 - ③ 池、水路、柵内への立ち入り
 - ④ はり紙、はり札、広告の表示
 - ⑤ 火気使用、宿泊
 - ⑥ ごみその他の汚物の廃棄
 - ⑦ 自動車等(自転車含む)の駐車場以外への乗り入れ(但し、特別の許可を受けた場合は除く。)
 - ⑧ 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること
 - ⑨ 銃砲刀剣その他、他人に危害、危険を及ぼす物品
 - ⑩ 他の利用者に迷惑を及ぼし、又は嫌悪の情を抱かせる行為

(利用申込許可手続)

- 第5条 占有利用者は、あらかじめ広場利用申込書(第1号様式)を知事に提出し、許可を 受けなければならない。
 - 2 前項の利用申込みは、利用する月の前々月の初日(1日が土・日曜日又は祝日「振り替え休日を含む。以下同じ。」の場合は翌日)から受付けるものとする。
 - 3 利用の許可回数は、原則として同一団体につき、土・日・祝日については、月3回(2面/回まで)までとする。但し、知事が特に認めた場合は、この限りでない。
 - 4 知事は、前項の申請があった場合において支障がないと認めたときは、申し込み先着順で利用許可書(第2号様式)により許可するものとする。

(利用変更手続き)

第6条 前条の規定により占有利用者が許可事項を変更しようとするときは、速やかに知事に利用変更申込書(第3号様式)を提出しなければならない。

(休業日)

- 第7条 広場の休業日は、原則として次の各号のとおりとする。
 - ① 12月1日から4月末日までとする。
 - ② その他、広場の管理上必要と認めたとき。

(遵守事項)

- 第8条 広場の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ① 利用者は、利用許可を受けた者が優先する。
 - ② 利用に際し、事故防止に十分注意すること。
 - ③ 利用許可時間を遵守すること。
 - ④ 用具は善良な管理のもとで使用すること。
 - ⑤ 諸設備及び周囲の樹木を損傷しないこと。
 - ⑥ 利用後は、園内の清掃整備(ゴミの持ち帰り、水道の止水、芝生の修繕)を行うこと。
 - ⑦ 利用許可を受けた者は、利用許可書を必ず携帯のうえ利用すること。

(利用の制限、利用許可の取消等)

- 第9条 知事は、前条の遵守事項を守らない者及び、次の各号に該当する者に対して、広場 の利用を拒みまたは退去を命じ、利用許可を取り消すことができる。
 - ① 公益の秩序をみだすおそれがあると認める者。
 - ② その他、広場の管理上支障があると認める者。
 - 2 知事は、広場の管理上必要と認めるときは、利用許可を取り消すことができる。
 - 3 利用者が使用を取り止めるときは、速やかに知事に申し出なければならない。

(職員の立入り)

第10条 広場の管理業務に従事する職員(以下「職員」という。)は、広場の管理上必要があると認めるときは、現に利用されている広場内に立入り、指示又は注意を与えることができる。

(損害賠償)

第 11 条 知事は、広場の利用者がその設備器具等を棄損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償させることができる。

(罰 則)

- 第12条 知事は、次の各号に該当する者に対しては、次回の広場の利用を拒むものとする。
 - 第9条の規定に従わなかった者。
 - ② 第10条の職員の立入りを拒み、指示又は注意に従わなかった者。
 - ③ 第11条の規定を拒んだ者。

(その他)

- 第13条 その他必要な事項については別に定める。
 - 2 第5条(利用申込許可手続)、第6条(利用変更手続き)、第9条第3項(利用予約の取消)の手続きについては、原則として、県の定める「いしかわ施設予約サービス」の利用を推奨する。

附 則

この要領は、平成12年10月10日から施行する。

一部改正 平成25年2月1日

一部改正 令和5年3月31日

二日市多目的広場の利用について

二日市多目的広場運用要領第3条第1項の解錠・施錠時刻は次のとおりとする。

[解錠・施錠時刻]

	月	日	解錠	施錠
1	5 月 1 日から	8 月3 1 日まで	6 時	19時
2	9 月 1 日から	10月31日まで	7 時	18時
3	11月1日から	1 1 月3 0 日まで	7 時	17時